

第98回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル
13階 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

目次

第98回定時株主総会招集ご通知	4
株主総会参考書類	9
事業報告	22
連結計算書類	40
計算書類	42
会計監査人の監査報告	44
監査等委員会の監査報告	50

株式会社 ニッチツ

証券コード：7021

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。当社第98回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

第98期事業年度は、世界経済が景気減速に転じ、造船業界においても建造量が低水準に留まるなど極めて厳しい事業環境のなか、堅調な半導体封止材向け需要の取り込み等、グループをあげて業績の改善に努めましたが、2期連続の営業赤字となりました。また、台風による損失、結晶質石灰石事業の終了に係る費用及び繰延税金資産の一部取り崩し等から、親会社株主に帰属する当期純損失は540百万円となりました。

今後の世界経済は景気後退が懸念されており、国内造船業界は受注の積み上がりにより建造量の回復が見込まれる一方で、半導体関連需要は一部在庫調整局面の継続が見込まれるなど、当社グループを巡る事業環境につきましては、引き続き厳しい局面が続くものと思われまます。

そうしたなか、当社は本年5月、新生ニッチツへと生まれ変わるべく、中期経営計画「シン・ニッチツ2025」を策定いたしました。今後3年間を基盤強化期間と位置付け、手元資金も活用しつつ、積極投資によるレジリエンス向上と新たなビジネス領域への挑戦により、将来に向けての経営基盤を再構築する計画としております。そして、ROE・ROICを経営管理指標（KPI）として設定し、ROE 8%を将来目標に企業価値向上に着実に取り組んでまいります。

新年度については、この「シン・ニッチツ2025」に基づき、上記事業環境のもと、採算改善及び生産性向上に向けた取り組み、老朽化設備の更新と合理化投資の推進等、持続的な成長の実現に向けて、収益力の強化と安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

当期の年間配当につきましては、当年度の業績及び当社を取り巻く経営環境等を勘案のうえ、1株につき30円とさせていただきます。期末配当金を1株当たり15円でお諮りいたしました。今後も配当による株主還元を基本とし、配当水準の安定的向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。



2023年6月

取締役社長 木原 祐生

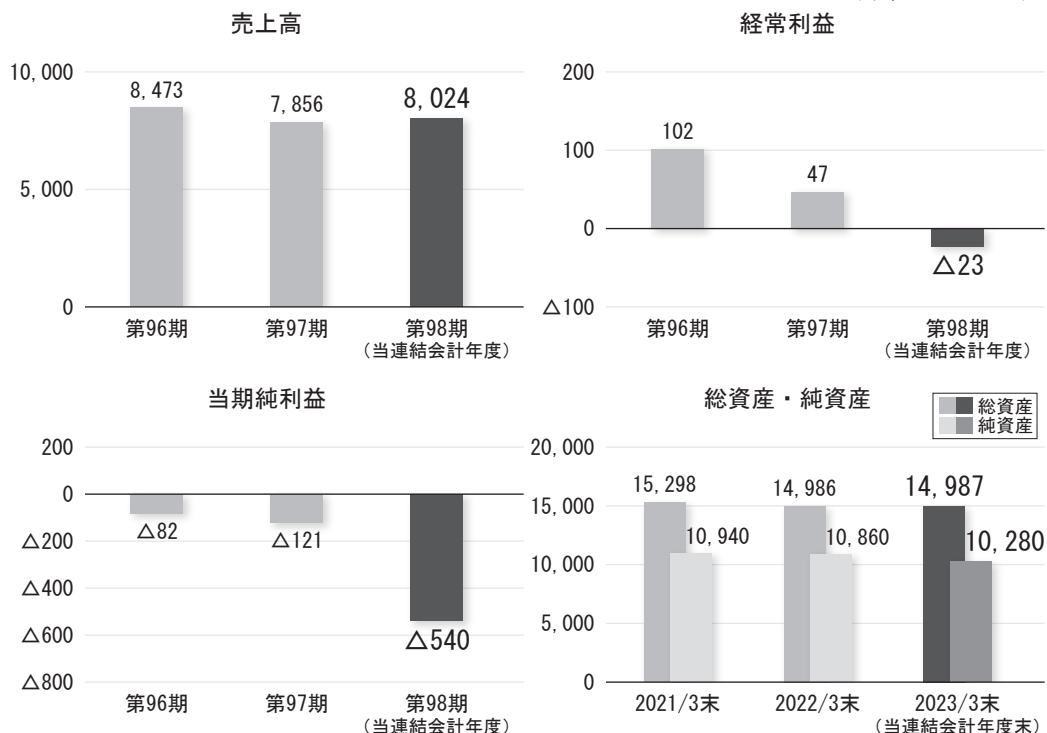
株主の皆様にお伝えしたいこと

ニッチツ企業理念

ニッチツグループは、その経営の原点を、株主はじめ、取引先各位、地域社会との「パートナーシップ」に置き、たゆみ無い向上心の発揮を通じて、高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献することを究極の理念とします。

■業績ハイライト（ご参考）

（単位：百万円）



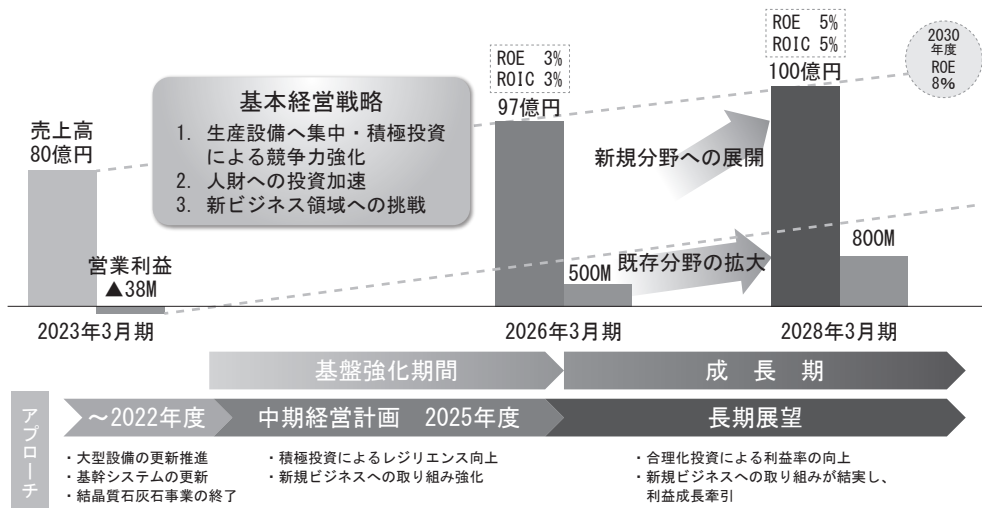
中期経営計画 シン・ニッチツ2025について

【中期経営計画方針】

ニッチツ企業理念の実現を目指して、積極投資によるレジリエンス向上（現場力強化）と新たなビジネス領域への挑戦（成長事業へのリソース投入）により、将来に向けて経営基盤を再構築し、取引先・地域への貢献および企業価値向上を着実に図っていきます。

【中期経営計画の位置付け】

- 中期経営計画（2023年度～2025年度）は、2027年度ROE 5%、2030年度ROE 8%を目指すための**基盤強化期間**と位置付け
- 中期経営計画の目標策定にあたり、市場に対してわかりやすい形で示すこと及び自社の資本コストを意識した計画とすることを目的に、投下資本の収益性指標であるROE及びROICを活用



証券コード 7021
2023年6月13日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社 ニッチツ
取締役社長 松 原 祐 生

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第98回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nitchitsu.co.jp/ir/kabunushisoukai-98/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトでもご確認いただけます。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7021/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニッチツ」または「コード」に当社証券コード「7021」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番30号
赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第98期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度の一部改定の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 会社の支配に関する基本方針
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 個別注記表

(2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

(3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、4頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

XXXXXXXX 年 X月 X日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（裏面）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

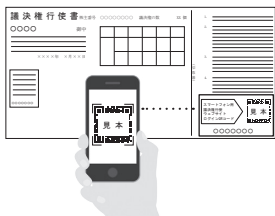
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

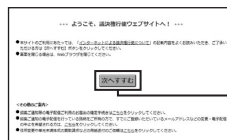
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、業績に裏付けられた配当を安定的に継続することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の各事業分野における競争力強化等のための設備投資の必要性等をも勘案の上、次のとおり、1株につき15円（年間配当金は中間配当金15円と合わせ1株につき30円）とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円

総額31,944,330円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、各候補者はその資質・実績面から勘案して当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会出席回数
①	再任 まつばら ゆうせい 松原 祐生	代表取締役社長	15回／15回
②	再任 くさなぎ ぼう 艸薙 望	代表取締役専務取締役 管理本部長兼経営管理部長	10回／10回
③	再任 つつみ せいじ 堤 清治	取締役 ハイシリカ事業本部長	15回／15回
④	再任 つちや ひろかず 土屋 裕一	取締役 管理本部総務部長	15回／15回
⑤	新任 いしがら まさひろ 石黒 正浩	執行役員 機械本部長	—
⑥	新任 おやまだ ゆきてる 小山田 行輝	管理本部付部長	—

(注) 1. 各候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

2. 艸薙望氏の取締役会出席回数は、2022年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
①	【再任】 <small>まつばら ゆうせい</small> 松原 祐生 (1960年10月10日生)	1984年4月 (株第一勧業銀行(現㈱みずほフィナンシ ャルグループ) 入行 2009年4月 (株みずほコーポレート銀行金融法人第一 部長 2012年4月 (株みずほ銀行執行役員金融・公共法人業 務部長兼証券部長 (株みずほコーポレート銀行執行役員金融・ 公共法人業務部長 2014年4月 (株みずほ銀行常務執行役員営業担当役員 2016年4月 (株みずほフィナンシャルグループ常務執 行役員 2017年6月 (株ヤナセ取締役専務執行役員 2021年6月 当社代表取締役副社長管理本部長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任)	2,100株
(取締役候補者とした理由) 松原祐生氏は、2022年に当社代表取締役社長に就任以来、豊富な経験と見識を活かし、経営者として強いリーダーシップを発揮し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			
②	【再任】 <small>くさなぎ ぼう</small> 艸薙 望 (1965年12月7日生)	1988年4月 (株日本興業銀行(現㈱みずほフィナンシ ャルグループ) 入行 2013年4月 (株みずほフィナンシャルグループ戦略投 資部長 2017年4月 (株みずほフィナンシャルグループ執行役 員アセットマネジメント業務部長 2019年4月 (株みずほフィナンシャルグループ執行役 員アセットマネジメントカンパニー副カ ンパニー長 2020年4月 アセットマネジメントOne(株)取締役常務 執行役員 2022年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長兼 経営管理部長(現任)	900株
(取締役候補者とした理由) 艸薙望氏は、2022年に当社代表取締役専務取締役に就任以来、豊富な経験と知識を活かし経営の一翼を担い、当社の発展を見据えた中期経営計画の策定や中・長期にわたる設備等の改修更新プロジェクト等に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	【再任】 つつみ せいじ 堤 清治 (1959年9月17日生)	1984年4月 山一証券(株)入社 1998年4月 (株)親和銀行(現(株)十八親和銀行) 入行 2012年7月 当社ハイシリカ事業本部管理部長 2014年6月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長 2014年10月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長兼製造部長 2017年4月 当社ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2018年6月 当社取締役ハイシリカ事業本部長兼管理部長 2019年4月 当社取締役ハイシリカ事業本部長(現任)	2,300株
	(取締役候補者とした理由) 堤清治氏は、ハイシリカ事業本部の管理、製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として豊富な経験と知識を活かして当社の企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		
④	【再任】 つちや ひろかず 土屋 裕一 (1957年12月24日生)	1983年4月 (株)青木建設入社 2004年3月 (株)シーザーパークホテルアンドリゾートアジア入社 2007年9月 当社管理本部総務部課長 2008年4月 当社管理本部総務部次長 2016年4月 当社管理本部総務部副部長 2017年4月 当社管理本部総務部長 2020年6月 当社取締役管理本部総務部長(現任)	1,600株
	(取締役候補者とした理由) 土屋裕一氏は、管理本部総務部において多岐にわたる管理業務について多くの知見を蓄積した後、同本部総務部長、さらに2020年6月からは取締役 同本部総務部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
⑤	<p>【新任】 いしぐろ まさひろ 石黒 正浩 (1960年6月20日生)</p>	<p>1985年4月 三菱重工業㈱ 入社 2009年10月 同社長崎造船所造船管理部次長 2018年1月 三菱造船(株)造船技術・人材開発センター 主席部長 2018年11月 当社機械本部本部長補佐兼船用製造二部 部長 2019年4月 当社機械本部本部長補佐兼船用製造二部 部長 2019年6月 当社機械本部副本部長兼船用製造二部長 2020年4月 当社執行役員機械本部副本部長兼船用製 造二部長 2021年4月 当社執行役員機械本部副本部長(船用部 門統括)兼船用製造二部長 2023年4月 当社執行役員機械本部長(現任)</p>	500株
<p>(取締役候補者とした理由) 石黒正浩氏は、機械本部における船用製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、執行役員機械本部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができる と判断しましたので、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
⑥	<p>【新任】 おやまだ ゆきてる 小山田 行輝 (1962年8月2日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2010年12月 当社資源開発本部秩父事業所長代行兼環 境保安課長兼品質管理室長 2011年4月 当社資源開発本部秩父事業所長兼品質管 理室長 2018年2月 当社資源開発本部長兼品質管理室長兼粉 体技術研究所長 2018年4月 当社資源開発本部長兼粉体技術研究所長 2023年4月 当社管理本部付部長(現任)</p>	一株
<p>(取締役候補者とした理由) 小山田行輝氏は、資源開発本部における責任者として特に坑廃水処理等、環境との調和にも 意を用いつつ同本部の運営を執り行うなど、事業運営のみならず環境・安全、技術全般に関する 広汎な知見を有しており、当社の企業価値向上にさらに寄与することができる と判断しましたので、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険
契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為に
起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争
訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締
役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時
においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	企 業 経 営	財 務 ・ 会 計 ・ フ ァ イ ナ ン ス	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス ・ リ ス ク 管 理	人 事 労 務 ・ 人 材 開 発	製 造 ・ 技 術	営 業 ・ 業 界 知 見
松 原 祐 生	●	●	●	●		●
艸 薙 望	●	●	●			
堤 清 治					●	●
土 屋 裕 一			●	●		
石 黒 正 浩					●	●
小 山 田 行 輝			●		●	

(注) 上記一覧表は、各候補者に特に期待する専門性・知見であり、候補者の有する全ての専門性・知見を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
わたべ ひでと 渡部 英人 (1969年8月23日生)	1998年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	一株

(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

渡部英人氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士として企業法務分野の豊富な経験と専門的知識を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1. 当社は、渡部英人氏が所属している弁護士法人星川法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

2. 渡部英人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡部英人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 渡部英人氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決され、渡部英人氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象とした本制度の導入について改めてご承認をいただきました。また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、法令改正に伴う手続上の改定を2021年6月29日開催の第96回定時株主総会でご承認いただき現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、同じとします。）に付与するポイント数の一部を当社の業績に連動させるとともに、当社株式を取得する資金として当社が信託に拠出する金額の上限及び取締役に付与するポイント数の上限を変更したうえで本制度を継続することについてご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、原決議同様、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案による本制度の変更は、業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、給付する株式数の一部を当社中期経営計画「シン・ニッチツ2025」に掲げる業績目標に連動して給付水準が決定される業績連動を織り込んだ株式報酬制度に変更することによって、かかる意欲をより一層高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合は、本定時株主総会後の取締役会において決議する当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、本議案に基づき改定する予定であります。

本議案の内容は、過半数を独立社外取締役に構成する報酬諮問委員会の審議を経ております。取締役への報酬額の総枠を維持しつつ、本制度の金額上限を引き上げるべく、第5号議案において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を引き下げる改定を予定しております。

本議案は、第5号議案においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員であ

る取締役を除きます。)の報酬額(年額1億8,000万円以内)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び具体的な内容

(下線は原決議からの主な改定箇所を示します。)

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、原則として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)の退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

(1) 本制度の対象者	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)、執行役員
(2) 信託金額の上限	対象期間ごとに <u>2億4,000万円</u> (うち取締役分として2億円) (※1) (※2)
(3) 給付される当社株式等の数の上限	各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、対象者の職務内容や責任等に応じて、役位等により定まる数のポイント及び中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイントを付与。 付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。(※3) なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は <u>32,000</u> ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数は <u>6,400</u> ポイントを上限とする。(※4)

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数	(2)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。(※5) なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり38,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は192,000株となる。
(5) 当社株式等の給付	取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式等を本信託から給付。(※6)

- (※1) 当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として、5事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本信託を設定しております。当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金(1億2,000万円)を拠出し、当社株式64,800株を取得しております。2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「現対象期間」といいます。）及び現対象期間以後の各対象期間については、2億4,000万円（うち取締役分として2億円）を上限として本信託に追加拠出することとします。
- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と、追加拠出される金額の合計金額は、2億4,000万円を上限とします（なお、取締役等にそれぞれ付与するポイント数の見直しを行った結果、取締役分の金額は2億円を上限とします。）。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。
- (※4) 取締役等にそれぞれ付与するポイント数につきましては、現状の員数及び今後の員数の見通しも踏まえて設定しております。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（38,400株）の発行済株式総数（2023年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約1.80%です。
- (※5) 本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※6) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割

合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

＜ご参考：本議案が承認可決された場合にその後の取締役会で決議する予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

1. 基本方針

当社の取締役に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とする。具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（連結業績連動報酬、事業本部業績連動報酬）及び株式報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。

2. 固定報酬の額または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬は、役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により、業績等も勘案のうえ、報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえた個人別の報酬を決定し、月例で支給する。

3. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標の目標に対する達成度合いに応じた報酬とし、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営

業利益目標の達成度等に応じて算出された額を一定の時期に支給する。目標となる業績指標は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき、適宜、見直しを行う。

4. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株式価値との連動性の明確化を図るため、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、信託を通じて取得された当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭について、原則として取締役の退任時に、株式報酬として付与する。付与する株式数及び金銭は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき取締役会にて決議した役員株式給付規程に従い、役位、在任期間及び中期経営計画において設定した連結当期純利益目標の達成度に応じて決定する。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬の構成は、当社の経営戦略、事業環境、目標達成の難易度、同程度の規模・同業種の企業の報酬水準等を考慮し、役位に応じて、報酬諮問委員会の助言・提言内容を踏まえ、適切に設定する。なお、業績連動報酬の割合については一定の水準に固定することはせず、連結経常利益、連結当期純利益、事業本部営業利益により表象される当社グループの業績の拡大に応じて取締役の個人別の報酬等の額に占める業績連動報酬の割合が高くなるよう設定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任の強化を図るため、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、報酬等の内容を決定する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として報酬額を改定することとし、年額1億8,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、取締役への報酬額の総枠を維持しつつ、株式報酬制度の金額上限を引き上げることで、取締役の報酬と当社の株式価値の連動性を一層高めることを目的としております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち監査等委員である取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染収束により経済活動の本格的回復が進む一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、欧米におけるインフレの進行とそれを背景にした急激な金融引き締めにより景気減速に転じました。一方、日本経済は個人消費の回復等により緩やかに持ち直しています。

当社グループを取り巻く事業環境については、造船業界では、コンテナ船、ばら積み船の市況下落、資材価格の上昇により、新造船受注がやや停滞しました。国内造船所は一昨年来の受注回復により高水準の手持工事量を確保しているものの、2020年度までの受注不振、人手不足等により建造量は低水準に留まりました。重電・製鉄業界では生産設備の統廃合が進展すると同時に、設備投資の抑制傾向が続いています。一方、半導体業界では、一部最終消費財向け製品が在庫調整の局面に入りましたが、自動車向け、インフラ向け製品等は依然供給不足が継続しており、関連需要は引き続き堅調に推移しました。賃貸ビル業においては、都内オフィスビルの平均空室率は横這いから上昇基調に転じつつあり、賃料は下落傾向が続いています。

このような状況のなか、当社グループは、機械関連事業において国内造船所の建造量が低水準に留まったことにより舶用機器部門の操業は低調に推移しました。工事量減少に対応して生産体制のスリム化、業務効率化を進めるとともに、スポット工事の積極的な取り込みに努めました。産業機器部門は、水力、風力発電等の重電関連に需要が見られました。資源関連事業のハイシリカ（精製珪石粉等）部門においては、堅調な半導体封止材向け需要に応じて増産するとともに、高付加価値製品への生産シフトを進めました。一方、業績不振が続いていた結晶質石灰石部門は、2022年9月末をもって事業を終了いたしました。このように全事業部門を通じて、売上高の確保とコスト削減、業務の効率化等による収益力の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,024百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業損失は38百万円（前連結会計年度は57百万円の営業損失）、経常損失は23百万円（前連結会計年度は47百万円の経常利益）となりました。災害による損失106百万円、結晶質石灰石事業の終了に係る事業構造改革費用67百万円及び関係会社出資金売却損46百万円を特別損失に計上したこと、更に繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を一部取崩し法人税等調整額283百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は540百万円（前連結会計年度は121百万円の当期純損失）となりました。

事業別の状況

次の表のとおりであります。

事業別の売上高・受注高

	単位	機械 関連事業	資源 関連事業	不動産 関連事業	素材 関連事業	売上高 計	受注高
前連結会計年度 (第97期)	百万円	4,575	2,408	129	743	7,856	5,595
当連結会計年度 (第98期)	百万円	4,743	2,399	136	745	8,024	5,226
前連結会計年度 比増減率	%	3.7	△0.4	5.6	0.3	2.1	△6.6

(注) 受注高は、機械関連事業及び素材関連事業の受注高を記載しております。

① 機械関連事業

船用機器部門については、船殻ブロックが建造隻数の増加、スポット工事の積極的な取り込みにより堅調に推移しましたが、ハッチカバーは売上が回復途上にある一方で、多品種生産を図るなかで一部不採算工事が発生し、受注損失引当金を計上しました。産業機器部門は、受注、売上ともに低調に推移し、工事量不足による原価単価の上昇、一部不採算工事の発生により収支が悪化しました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は4,743百万円（前連結会計年度比3.7%増）、営業損失は252百万円（前連結会計年度は143百万円の営業損失）となりました。

② 資源関連事業

結晶質石灰石部門は、2022年9月末をもって事業を終了しました。半導体封止材等の原料であるハイシリカ（精製珪石粉等）部門は、半導体関連が中国向けの需要減を国内向けの旺盛な需要でカバーし、光学関連も半導体関連向けガラスの需要が大きく伸びたことに加え特殊ガラス用途が需要増となり、引き続き堅調に推移しました。高単価製品用原石の調達難、品質のばらつき発生への対応により原料費が上昇しましたが、高単価製品の売上増等により補い、売上、利益とも堅調に推移しました。

この結果、資源関連事業全体では、売上高は2,399百万円（前連結会計年

度比0.4%減)、営業利益は136百万円(前連結会計年度は14百万円の営業損失)となりました。

③ 不動産関連事業

賃貸ビルの修繕維持費増加により、売上高が136百万円(前連結会計年度比5.6%増)、営業利益は39百万円(同11.0%減)となりました。

④ 素材関連事業

耐熱塗料部門は前年度好調であった輸出が伸び悩み、ライナテックス(高純度天然ゴム)関連部門は、前年度のスポット要因の剥落を新規顧客開拓等により補いました。

この結果、素材関連事業全体では、売上高は745百万円(前連結会計年度比0.3%増)、営業利益は33百万円(同35.8%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は306百万円（完成ベース）（前連結会計年度比32.6%減）であります。その主なものは、機械関連事業の松浦工場の生産体制の整備拡充及び資源関連事業のハイシリカ部門における高付加価値製品増産を目的とした設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として、金融機関より50百万円の長期借入を行いました。なお、当連結会計年度中に返済した長期借入金は、38百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 2019年度	第96期 2020年度	第97期 2021年度	第98期 2022年度
受 注 高(百万円)	6,626	5,389	5,595	5,226
売 上 高(百万円)	9,015	8,473	7,856	8,024
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	40	△82	△121	△540
1株当たり当期純利益 又は1株当たり(円) 当期純損失(△)	19.73	△39.85	△58.65	△259.79
総 資 産(百万円)	15,189	15,298	14,986	14,987
純 資 産(百万円)	10,904	10,940	10,860	10,280

(5) 対処すべき課題

世界経済は、中国のゼロコロナ政策解除による回復が見込まれる一方で、欧米における根強いインフレ圧力及び金利水準の高止まりにより景気後退が予想されます。国内造船所は受注回復により手持工事量が積み上がっていることから、建造量が回復していくものと見込まれます。半導体関連需要は一部製品の在庫調整局面が継続するものと思われま

す。当社グループは、上記事業環境のもと、2023年5月に策定した中期経営計画「シン・ニッチツ2025」に基づき次の課題に取り組み、持続的な成長の実現に向けて、収益力の強化と安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

- ① 機械関連事業については、全部門において工事採算の改善及び生産性向上に注力します。船用機器部門については、人員確保等今後増加が見込まれる工事量に対応した生産体制の整備を進めます。産業機器部門では、水力発電等の工事獲得に努めるとともに、再生可能エネルギー、環境対策関連等の新規分野での受注獲得を積極的に進めます。
- ② 資源関連事業（ハイシリカ部門）では、半導体関連需要の動向に留意しつつ、調達先の多様化による原石の安定調達及び適正在庫水準の確保に努めます。国内工場では高付加価値製品への生産シフト、受託加工業務の拡大に努め、汎用品については海外生産委託を進めます。
- ③ 設備の老朽化が進んでいることを踏まえた設備更新を着実に進めるとともに、人員不足等に対応すべく、生産合理化、設備増強等の投資に積極的に取り組みます。
- ④ 当社の将来の発展を見据えて、人財の確保と育成に努めます。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業区分	主要製品等
機械関連事業	船用機器の設計・製作、空気予熱機ほかの一般産業機械等の設計・製作、プラント関連機器の製作及び機械装置の据付・施工・監理
資源関連事業	ハイシリカの製造・仕入・販売及び砂利・砂・碎石の仕入・販売
不動産関連事業	賃貸ビル業
素材関連事業	耐熱塗料の製造・販売及びライナテックスの仕入・加工・販売

(注) 資源関連事業のうち結晶質石灰石事業（珪砂の仕入・販売を含む。）につきましては、2022年9月30日をもって事業を終了しました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京熱化学工業株式会社	30百万円	100.0%	耐熱塗料の製造・販売
三扇機工株式会社	20百万円	100.0%	ライナテックスの仕入・加工・販売及び製缶、機械の製造・販売
株式会社ミンクス	10百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理、各種コピーサービス、OA機器等の販売

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」（22頁から24頁まで）に記載のとおりであります。

(注) 江蘇金羊能源環境工程有限公司は、当連結会計年度において当社が無錫久昌冷熱交換設備有限公司に持分を譲渡したことに伴い、当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。

(8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都港区赤坂一丁目11番30号
工 場	長崎県松浦市、長崎県佐世保市江迎町、長崎県佐世保市鹿町町
事 業 所	埼玉県秩父市
営 業 所	埼玉県秩父市

(注) 事業所及び営業所につきましては、2023年3月31日をもちまして廃止しました。

② 子会社

会 社 名	区 分	所 在 地
東 京 熱 化 学 工 業 株 式 会 社	本 社	埼玉県川越市
三 扇 機 工 株 式 会 社	本 社	埼玉県秩父市
株 式 会 社 ミ ン ク ス	本 社	長崎県松浦市

(9) 企業集団及び当社の使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械関連事業	184名	1名減
資源関連事業	54名	42名減
素材関連事業	40名	2名増
全社（共通）	8名	—
合計	286名	41名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比較して41名減少しておりますが、その主な理由は結晶質石灰石事業の終了に伴う希望退職の実施によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242名	43名減	46.1歳	15.5年

- (注) 使用人数が前期末と比較して43名減少しておりますが、その主な理由は結晶質石灰石事業の終了に伴う希望退職の実施によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300
株 式 会 社 り そ な 銀 行	220
株 式 会 社 常 陽 銀 行	220
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	150
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	100
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	45

百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,130,000株 |
| (3) 株主数 | 1,620名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	105,700	5.0
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	102,300	4.8
旭 化 成 株 式 会 社	100,000	4.7
扇 栄 会	97,700	4.6
大 田 昭 彦	86,000	4.0
株 式 会 社 常 陽 銀 行	80,400	3.8
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	80,300	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口）	74,500	3.5
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	67,000	3.1
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	57,322	2.7

(注) 持株比率は自己株式（378株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式47,500株は、自己株式に含めず計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

対 象 者	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	10,800株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3（2）②取締役の報酬等」（36頁）に記載しております。なお、上記交付株式のうち1,100株は金銭換価し、換価処分金相当額を対象者に交付していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 原 祐 生	
代表取締役 専務取締役	艸 薙 望	管理本部長兼経営管理部長
常務取締役	松 井 慎 一	資源開発本部担当兼管理本部付
取締役	堤 清 治	ハイシリカ事業本部長
取締役	大 石 源 太 郎	機械本部長
取締役	土 屋 裕 一	管理本部総務部長
取 （常勤監査等委員） 取 （監査等委員） 取 （監査等委員）	山 口 正 雄 成 田 睦 夫 橋 爪 宗 一 郎	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）の山口正雄氏は、長年にわたり当社の財務経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口正雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）成田睦夫、橋爪宗一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	石 黒 正 浩	機械本部副本部長（船用部門統括） 兼船用製造二部長
執 行 役 員	山 本 宏	管理本部財務経理部長
執 行 役 員	岩 佐 俊 雄	機械本部副本部長（陸機製造部統括） 兼陸機製造部長

8. 当社は、2023年3月6日開催の取締役会において執行役員の異動について決議しました。
2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	石 黒 正 浩	機械本部長
執 行 役 員	山 本 宏	管理本部財務経理部長
執 行 役 員	牧 原 一 昭	機械本部副本部長
執 行 役 員	岩 崎 清 隆	機械本部船用製造部長
執 行 役 員	江 口 善 隆	機械本部施設部長兼営業課長兼工事課 長兼安全課長兼東京事務所長

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会で審議の上、その助言・提言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき決定したことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とする。具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（連結業績連動報酬、事業本部業績連動報酬）及び株式給付信託報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。

(ロ) 固定報酬の額または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬は、役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により、業績等も勘案のうえ、報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえた個人別の報酬を決定し、月例で支給する。

(ハ) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標の目標に対する達成度合いに応じた報酬とし、監査等委員を除く取締役に対し、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を、固定報酬に含めて月例で支給する。目標となる業績指標は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき、適宜、見直しを行う。

(二) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

報酬と株式価値との連動性の明確化を図るため、監査等委員を除く取締役に対し、信託を通じて取得された当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭について、原則として取締役の退任時に、株式報酬として付与する。付与する株式数及び金銭は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき取締役会にて決議した役員株式給付規程に従い、役位、在任期間に応じて決定する。

(ホ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の報酬の構成は、当社の経営戦略、事業環境、目標達成の難易度、同程度の規模・同業種の企業の報酬水準等を考慮し、役位に応じて、報酬諮問委員会の助言・提言内容を踏まえ、適切に設定する。なお、業績連動報酬の割合については一定の水準に固定することはせず、連結経常利益、連結当期純利益、事業本部営業利益により表象される当社グループの業績の拡大に応じて取締役の個人別の報酬等の額に占める業績連動報酬の割合が高くなるよう設定する。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任の強化を図るため、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、報酬等の内容を決定する。

② 取締役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	98,829 (0)	83,700 (0)	0 (0)	15,129 (0)	7 (0)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,760 (12,000)	23,760 (12,000)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	122,589 (12,000)	107,460 (12,000)	0 (0)	15,129 (0)	11 (3)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を固定報酬に含めて月例で支給しております。当該指標を選択している理由は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため適切と考えられるためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は次のとおりであります。

指標	目標(百万円)	実績(百万円)
2021年度連結経常利益	55	47
2021年度連結当期純利益	130	△121

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社が抛出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬です。上記非金銭報酬等の額には、当該株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))に係る役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

5. 当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

当該決議に基づき、2022年6月29日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

取締役1名 22,146千円

社外取締役1名 2,400千円

(ロ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会及び2021年6月29日開催の第96回定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（株式給付信託）として、5事業年度毎に当社が8,250万円以内、給付される当社株式数の上限として1事業年度当たり13,200ポイント（役員株式給付規程に基づき、役位等に定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算）とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて取締役の退任時に交付等が行われることを決議しております。第96回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係該当事項はありません。

③ 主な活動内容

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監 査 等 委 員 会 出席状況	主 な 活 動 内 容 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役 (監 査 等 委 員)	成 田 睦 夫	15回/15回	14回/14回	事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、特に設備機械の保全・更新や生産拠点における職場環境の整備・改善について、事業継続性の観点等も交え監督、助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。
社外取締役 (監 査 等 委 員)	橋 爪 宗 一 郎	10回/10回	8 回 / 8 回	事業会社における業務執行や人財育成及び人事労務施策の立案・推進等に関する豊富な知識と見識に基づき、特に中期経営計画の策定等において経営基盤の強化という観点等も交え人財戦略について助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2022年6月29日の社外取締役（監査等委員）就任以降に開催された指名諮問委員会、報酬諮問委員会の全てに委員長として出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。

(注) 橋爪宗一郎氏の取締役会出席状況及び監査等委員会出席状況は、2022年6月29日の社外取締役（監査等委員）就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

報酬の内容	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,195,941</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>3,308,110</b>  |
| 現金及び預金          | 4,412,374         | 支払手形及び買掛金          | 597,751           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 1,658,806         | 短期借入金              | 1,226,800         |
| 電子記録債権          | 546,141           | 未払費用               | 724,389           |
| 商品及び製品          | 166,372           | 未払法人税等             | 23,669            |
| 仕掛品             | 757,998           | 賞与引当金              | 79,931            |
| 原材料及び貯蔵品        | 429,117           | 受注損失引当金            | 175,790           |
| その他             | 225,365           | その他                | 479,778           |
| 貸倒引当金           | △ 235             | <b>固定負債</b>        | <b>1,399,218</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,792,006</b>  | 長期借入金              | 29,000            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,141,550</b>  | 繰延税金負債             | 533,827           |
| 建物及び構築物         | 1,495,955         | 役員退職慰労引当金          | 25,195            |
| 機械装置及び運搬具       | 762,882           | 役員株式給付引当金          | 40,955            |
| 鉱業用地            | 4,884             | 環境安全対策引当金          | 4,372             |
| 一般用地            | 2,297,795         | 退職給付に係る負債          | 595,292           |
| 建設仮勘定           | 522,556           | 資産除去債務             | 43,233            |
| その他             | 57,475            | その他                | 127,342           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83,369</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>4,707,328</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,567,086</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 投資有価証券          | 1,465,256         | <b>株主資本</b>        | <b>9,914,700</b>  |
| 繰延税金資産          | 10,431            | 資本金                | 1,100,000         |
| その他             | 92,880            | 資本剰余金              | 811,257           |
| 貸倒引当金           | △ 1,482           | 利益剰余金              | 8,091,827         |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,987,947</b> | 自己株式               | △ 88,384          |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>365,918</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | 377,859           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益            | 519               |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額       | △ 12,460          |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>10,280,618</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>14,987,947</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 8,024,547 |
| 売上原価            |         | 7,095,952 |
| 売上総利益           |         | 928,595   |
| 販売費及び一般管理費      |         | 967,592   |
| 営業損失            |         | 38,997    |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息配当金         | 51,132  |           |
| 持分法による投資利益      | 25,323  |           |
| その他             | 82,467  | 158,922   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 8,365   |           |
| その他             | 135,252 | 143,618   |
| 経常損失            |         | 23,693    |
| 特別利益            |         |           |
| 固定資産売却益         | 4,754   |           |
| 資産除去債務戻入益       | 26,320  | 31,074    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産処分損         | 18,043  |           |
| 災害による損失         | 106,670 |           |
| 事業構造改革費用        | 67,646  |           |
| 関係会社出資金売却損      | 46,244  | 238,604   |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 231,222   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 25,455  |           |
| 法人税等調整額         | 283,450 | 308,905   |
| 当期純損失           |         | 540,128   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 540,128   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,475,426</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>3,193,949</b>  |
| 現金及び預金          | 4,014,794         | 支払手形            | 4,034             |
| 受取手形            | 433,092           | 買掛金             | 554,925           |
| 電子記録債権          | 529,864           | 短期借入金           | 1,226,800         |
| 売掛金             | 1,076,518         | 未払金             | 423,600           |
| 商品及び製品          | 146,834           | 未払費用            | 703,764           |
| 仕掛品             | 750,417           | 未払法人税等          | 13,105            |
| 原材料及び貯蔵品        | 314,660           | 前受り金            | 13,191            |
| 前払費用            | 14,497            | 預り金             | 12,931            |
| 未収入金            | 175,571           | 賞与引当金           | 65,820            |
| その他の金           | 19,392            | 受注損失引当金         | 175,776           |
| 貸倒引当金           | △ 218             | <b>固定負債</b>     | <b>1,329,017</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,893,382</b>  | 長期借入金           | 29,000            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,076,665</b>  | 繰延税金負債          | 545,109           |
| 建物              | 1,125,263         | 退職給付引当金         | 565,871           |
| 構築物             | 317,476           | 役員株式給付引当金       | 40,955            |
| 機械装置            | 708,117           | 環境安全対策引当金       | 4,372             |
| 車輛運搬具           | 13,618            | 資産除去債           | 17,635            |
| 工具器具備品          | 55,154            | 受入保証金           | 110,514           |
| 鉱業用地            | 4,884             | その他             | 15,558            |
| 一般用地            | 2,330,198         | <b>負債合計</b>     | <b>4,522,967</b>  |
| 建設仮勘定           | 521,951           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>66,504</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>9,489,503</b>  |
| 諸権              | 2,992             | 資本剰余金           | 1,100,000         |
| ソフトウェア          | 63,512            | 資本剰余金           | 793,273           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,750,212</b>  | 資本準備金           | 793,273           |
| 投資有価証券          | 1,377,362         | 利益剰余金           | 7,684,615         |
| 関係会社株           | 284,640           | 利益準備金           | 275,000           |
| 出資金             | 28                | その他利益剰余金        | 7,409,615         |
| 長期前払費用          | 17,415            | 圧縮記帳積立金         | 1,244,393         |
| その他             | 72,249            | 特別償却準備金         | 20,719            |
| 貸倒引当金           | △ 1,482           | 別途積立金           | 6,213,790         |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,368,808</b> | 繰越利益剰余金         | △ 69,288          |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△ 88,384</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 356,337           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 355,817           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益         | 519               |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>9,845,841</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>14,368,808</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 7,243,769 |
| 売上原価         | 6,580,392 |
| 売上総利益        | 663,376   |
| 販売費及び一般管理費   | 751,875   |
| 営業損失         | 88,498    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息配当金      | 70,998    |
| その他          | 90,745    |
|              | 161,743   |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 8,365     |
| その他          | 134,486   |
|              | 142,852   |
| 経常損失         | 69,607    |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 4,664     |
| 関係会社出資金売却益   | 265,721   |
| 資産除去債務戻入益    | 26,320    |
|              | 296,705   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産処分損      | 18,043    |
| 災害による損失      | 106,670   |
| 事業構造改革費用     | 67,646    |
|              | 192,359   |
| 税引前当期純利益     | 34,738    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,565     |
| 法人税等調整額      | 292,113   |
|              | 299,678   |
| 当期純損失        | 264,939   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年 5月22日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッチツの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッチツの2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に  
関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則  
第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の  
利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするもの  
ではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社ニッチツ 監査等委員会

常勤監査等委員 山口 正 雄 ㊞

監 査 等 委 員 成 田 睦 夫 ㊞

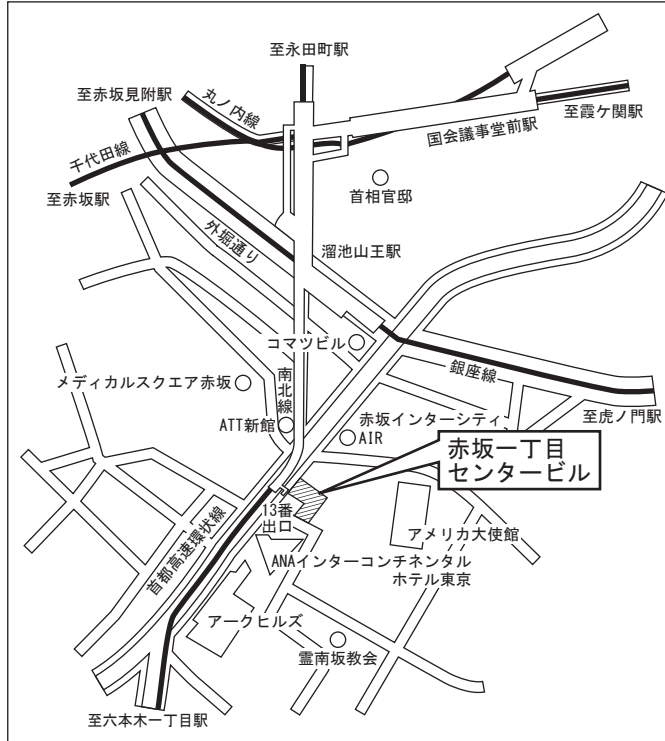
監 査 等 委 員 橋 爪 宗 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員 成田睦夫及び監査等委員 橋爪宗一郎は、会社法第2条第15号及び第  
331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

(赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室)  
東京都港区赤坂一丁目11番30号 電話(03)5561-6200 (代表)



## 交通

- ◆東京メトロ銀座線・南北線  
「溜池山王駅」より徒歩約5分  
(13番出口)
- ◆東京メトロ千代田線・丸ノ内線  
「国会議事堂前駅」より徒歩約8分  
(13番出口)

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。